

薬害肝炎被害者救済を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎被害者救済法）が参議院本会議で本年1月11日、全会一致で可決成立し、カルテや医師、看護師等が発行した血液製剤の投薬証明がある場合には、投与の時期に関係なく給付金が支払われ、救済されることになった。しかし、予防接種の注射器の使いまわしで肝炎ウイルスに感染した患者、病院が廃院となっている等カルテが不明で投与が証明できない肝炎の薬害被害者、さらに血友病等の先天性の疾患で投与された患者が救済の対象から排除されており、約350万人と推計されているウイルス性肝炎患者のうち実際に救済されるのは1,000人程度ともいわれる。早期救済を求める声は日増しに強くなっている。

衆議院の附帯決議では、同法の施行に当たり、適切な措置を講ずるべき内容として5項目を挙げ、その第一に、『「投与の事実」、「因果関係」及び「症状」の認否に当たっては、カルテのみを根拠とすることなく、手術記録、投薬指示書等の書面又は医師、看護師、薬剤師等による投与事実の証明又は本人、家族等による記録、証言等も考慮すること』としている。1月23日には福田首相も、議員立法で被害者全員の一法律で救済を行う意向を表明しており、同附帯決議を誠実に推進することが強く求められている。

よって、国におかれでは、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように、薬害再発防止策や総合的な肝炎対策をより一層推進するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月7日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣